

令和5年度第1回
朝霞市国民健康保険運営協議会議事録

令和5年8月10日

こども・健康部 保険年金課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|--------------------|--|---|
| 会 議 の 名 称 | 第1回朝霞市国民健康保険運営協議会 | |
| 開 催 日 時 | 令和5年8月10日（木） 午後1時30分から 午後2時15分まで | |
| 開 催 場 所 | 市役所別館2階 全員協議会室 | |
| 出 席 者 | 別紙のとおり | |
| 会 議 内 容 | 別紙のとおり | |
| 会 議 資 料 | 別紙のとおり | |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| | 会議録の確認方法 会長及び委員2人による確認 | |
| そ の 他 の 必 要 事 項 | 傍聴者 0人 | |

令和5年度第1回

朝霞市国民健康保険運営協議会

令和5年8月10日(木)
午後1時30分から
午後2時15分まで
市役所別館2階 全員協議会室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 審議会等の会議の公開に関する指針
- 4 議事録署名委員指名
- 5 議 題
 - (1) 令和4年度(2022年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)
 - (2) 令和5年度(2023年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)
 - (3) その他
- 6 閉 会

出席委員(16人)

| | |
|-------------------|---------|
| 会 長 | 渡 辺 淳 史 |
| 副 会 長 | 野 本 一 幸 |
| 被保険者を代表する委員 | 石 崎 ケイ子 |
| | 伊 藤 勉 |
| | 上 野 博 |
| | 関 根 悟 |
| | 安 田 敏 男 |
| 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 青 柳 徹 二 |
| | 関 昌 之 |
| | 滝 澤 義 和 |
| | 新 保 敦 子 |

公益を代表する委員

岡 崎 和 広

石 原 実

東 山 とも子

被用者保険等保険者を代表する委員

渡 邊 しほり

渡 部 尚 典

欠席委員（2人）

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

浅 野 修

被用者保険等保険者を代表する委員

樋 口 香 代

事 務 局 保険年金課長

河 田 賢 一

事 務 局 収納課長

伊 部 聡

事 務 局 収納課長補佐

松 永 水 緒

事 務 局 保険年金課主幹兼課長補佐

深 谷 秀 明

事 務 局 保険年金課専門員兼国民健康保険係長

真 中 純 一

事 務 局 保険年金課保健事業係長

岡 裕 子

事 務 局 保険年金課国民健康保険係主任

澤 口 千 春

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 あいさつ

○事務局・深谷保険年金課主幹兼課長補佐

開始前ですが事務連絡を先にさせていただきます。本年度における本協議会の開催予定ですが、本協議会は例年3回、8月、11月、2月に開催しております。次の開催日時等が決まりましたらまた改めてご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。郵送で送らせていただきましたものが、資料1-1、1-2、「令和4年度（2022年度）朝霞市国民健康保険特別会計決算案」A3の2枚つづりでございます。資料の2、「国民健康保険事業統計（令和4年度）」冊子になっているものでございます。続きまして資料の3-1、3-2、こちら「令和5年度（2023年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号案」になっております。A3の2枚です。

また、本日追加資料といたしまして、会議次第、A4が1枚、朝霞市国民健康保険運営協議会委員名簿、A4が1枚。追加の資料といたしまして、資料4、埼玉県国民健康保険運営方針第3期の抜粋追記と、参考として、同じく運営方針の第3期原案修正案というものを用意しました。不足がありましたらお申し出ください。

資料4につきましては後ほど使いますので目を通していただければと思います。

本日はお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

私は保険年金課の深谷と申します。よろしくお願いいたします。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。本協議会の開催に係る運用につきまして説明がございます。

傍聴の許可につきましては、本市における審議会等の会議は原則公開となっており、本日の協議会は開会前に傍聴人を傍聴席に案内する運用といたしますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。また本日はマイクを設置しております。ご発言の際にはマイクをご使用いただきますようお願い申し上げます。

使用方法は、中央の銀色のボタンを一度押していただきますと、ランプの色が白から赤に変わりま

す。赤の状態のときにマイクの電源が入っております。ご発言が終わりましたら再度ボタンを押していただきますと、ランプが白に戻り電源が切れている状態となります。

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、浅野委員、樋口委員におかれましては、所用のため欠席となっております。

次に公益を代表する委員でありました高橋委員の解職によりまして、新たに石原委員が選任されましたのでご報告いたします。

それではここで新委員となられました、石原委員に一言ご挨拶をいただきたいと思っております石原委員、お願いいたします。

○石原委員

あさか野農協からまいりました石原と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局・深谷保険年金課主幹兼課長補佐

ありがとうございました。

次に課長の河田よりご挨拶申し上げます。

○事務局・河田保険年金課課長

保険年金課長の河田と申します。この4月より保険年金課に課長として着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは簡単にご挨拶させていただきます。国民健康保険制度は、被保険者の皆様がいつでもどこでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度の中核になっております。

新型コロナウイルス感染禍におきましても、人々の生命と健康を守る医療制度の支え手として、その重要性が再確認されたところでございます。しかしながら国民健康保険は、社会保険制度と比べ、中高年齢者が多く加入していることから、医療費が増大する一方、保険税負担能力が弱い方々の加入割合が多く、保険税の負担率が高いという構造的な問題を抱えております。さらに高齢化の進行や、疾病構造の変化などによるさらなる医療費の、増大による保険財政への影響などの対応も求められております。

また、現在2025年問題と言われております団塊の世代の方が全員後期高齢者医療制度へ移行する時期が令和7年度までとなっております。そのため、国民健康保険では、被保険者は減少していきませんが、後期高齢者医療制度へ移行することから、後期高齢者医療制度や介護保険の利用者が増加するこ

とが見込まれます。国民健康保険で徴収している後期高齢者支援金や介護納付金が増加することが予想されております。国民健康保険運営協議会の所管事項は、国民健康保険事業の運営上重要と思われる事項につきましてもご審議をいただくことになっております。

本日の審議会におかれましては委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきながら、ご審議をお願い申し上げます。

○事務局・深谷保険年金課主幹兼課長補佐

それでは議事に移ります。ここで議事進行を渡辺会長にお願いしたいと存じます。渡辺会長よろしくお願いたします。

◎3 審議会等の会議の公開に関する指針

○渡辺会長

それでは改めまして令和5年度第1回会議を開催させていただきます。本会議の会議録作成のため会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録とすることといたします。

◎4 議事録署名委員指名

次に、会議録署名委員の指名でございますが、お任せいただけますでしょうか。よろしいですか。

それでは名簿の順に従いまして、滝澤委員と新保委員を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。それでは議事に入らせていただきます。

◎5 議題(1) 令和4年度(2022年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について

議題(1)令和4年度(2022年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について議題といたします事務局に説明を求めます。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

それでは、令和4年度(2022年度)朝霞市国民健康保険特別会計決算(案)について、ご説明をさせていただきます。資料2の国民健康保険事業統計により、ご説明を申し上げます。

はじめに、1ページをお願いいたします。令和4年度の決算状況でございますが、歳入額は、111億8,451万9,327円、歳出額は、109億9,505万3,361円で、差引額は、1億8,946万5,966円でした。

差引額につきまして令和3年度の2億5,233万8,278円と比較いたしますと、約6,287万円の減となっております。

続きまして、下段の1の2決算の推移をお願いいたします。表の中央の右寄りにあります実質単年度収支⑤の欄でございますが、令和4年度は1億7,941万7,007円のマイナスとなっております。

さらに、一般会計からの法定外繰入⑥の令和4年度の1億8,999万7,000円を差し引きいたしました、法定外繰入を差引した実質単年度収支⑦でございますが、令和4年度は、マイナスの3億6,941万4,007円でございます。

令和4年度の国保財政につきましては、前年度繰越金や一般会計からの繰入金による財政支援を行っておりますが、厳しい財政状況となっております。

次に、3ページをお願いいたします。上段の2の1、世帯数及び被保険者数の状況につきましてご説明申し上げます。令和4年度末現在で、1万5,975世帯、令和3年度から656世帯の減少となっており、被保険者は2万2,624人、令和3年度から1,231人の減少となっております。

次に、4ページをお願いいたします。中段の2の5加入者の年齢別構成につきましてご説明申し上げます。令和4年度では、60歳以上の70歳未満の方の構成比が一番高く、22.6パーセント、次に高い年齢層が、70歳から75歳未満の方で、構成比が21.9パーセントとなっております。この2つの年齢層の構成比を合計いたしますと、全体の約45パーセントとなっており、昨年度に引き続き、年齢層の高い加入者が多数を占めている状況となっております。

次に、5ページをお願いいたします。上段の3の1保険税率につきましてご説明申し上げます。令和4年度では、税率、均等割、平等割及び限度額につきましては、改正はしておりません。なお、限度額につきましては、令和2年度から3万円を引き上げさせていただき99万円としております。内訳といたしましては、医療分を61万円から63万円、後期高齢者支援金分は変更なく令和2年度と同様の19万円、介護分を16万円から17万円に引き上げてございます。

次に、6ページをお願いいたします。上段の3の4、収納額及び収納率につきまして、ご説明申し上げます。令和4年度における現年度分の調定額でございますが、27億1,039万5,400円となっており、令和3年度と比較いたしますと1,270万4,100円の減額となりました。収納額につきましては、現年度分の収納率は、前年度比0.59ポイント増の92.6パーセントとなり、424万57円の増となっております。

続きまして、表の3の6をご覧ください。新型コロナウイルス感染症により、主たる生計者が死亡または重篤な傷病を負った世帯もしくは、主たる生計者の収入減少が見込まれる世帯の方に対して、国税の減免を実施いたしました。令和4年度課税分につきましては、43件、791万1,100円を減免しております。なお、この減免に対する財源につきましては、国からの特別調整交付金により補填されることとなっております。

次に7ページをお願いいたします。上段の4の1保険給付費につきましてご説明申し上げます。一番下の表の合計の欄をご覧ください。令和4年度は、70億6,360万2,687円となっており、令和3年度と比較いたしますと98.08パーセントで、金額にして1億3,814万7,306円の減となっております。

次に8ページをお願いいたします。上段の4の2療養給付費等の1人当たり1世帯当たりをご覧ください。令和4年度における1人当たりの療養給付費は、30万1,812円となっており、令和3年度と比較いたしますと、前年比102.32パーセント、金額にして6,840円の増となっております。また、1世帯当たりの療養給付費につきましては、43万445円となっており、前年比101.26パーセント、金額にして5,362円の増となっております。

次に10ページをお願いいたします。保健事業の状況につきましてご説明申し上げます。上段の5の1特定健康診査につきましては、令和4年度の受診者数6,223人、受診率43.2パーセントとなっておりますが、この受診率につきましては、法定報告の数値がまだ出ておりませんので、令和5年6月27日現在の速報値としております。また、本市の受診率につきましては、県平均市町村の受診率と比較しますと、5.2ポイント上回っている状況となっております。

次に11ページをお願いいたします。上段の5の3人間ドック検診につきましては、被保険者数の減少により対象者数も減少傾向となっております。令和4年度の受診者数につきましては、1,072人、受診率は、6.2パーセントとなっており、令和3年度と比較いたしますと0.1ポイントの減となっております。

以上が、令和4年度朝霞市国民健康保険特別会計決算（案）についての説明でございます。どうぞ、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○渡辺会長

ただいま説明が終了しました。質問のある方は挙手の上、指名されてから質問をお願いいたします。質問ある方いらっしゃいますか。関根委員。

○関根委員

それでは、2点質問させていただきます。

新型コロナにつきましては、令和5年5月8日から2類相当から5類へと感染症法上の位置づけが変更になりましたが、令和4年度は新型コロナに振り回され大変厳しい状況であったと認識しております。そのような中で示された今回の決算について、担当部局としてどのように評価しているのか、お伺いいたします。

次に2点目ですが、埼玉県は令和2年12月に県内自治体の異なる保険税率水準を統一する目標を掲げた埼玉県国民健康保険運営方針第2期を作成しています。朝霞市の令和4年度の国保会計の決算を見ると、国民健康保険税の賦課方式について、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で行われていますが、令和9年度に予定されている統一で2方式へ変更することについて、市としてどのように考えているのか、またどのように進めるつもりなのかお伺いいたします。

○渡辺会長

深谷主幹。

○事務局・深谷保険年金課主幹兼課長補佐

今ご質問ありました件についてお答えいたします。まず、令和4年度の決算につきましてですが、ご指摘ありましたように令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大変大きな年でございまして、令和2年度には受診控えがあり、令和3年度にはその反動がみられました。令和4年度につきましてはその状況を踏まえつつ、社会情勢や、医療費の動向を注視しながら、適正な給付が行われるように財政運営に努めてまいりました。具体的な例を挙げますと、傷病見舞金というものがございます。

こちらは自営業者などの事業収入の方がコロナに感染してしまい、事業活動の休業または縮小等をした場合その療養期間に応じて支給する見舞金です。

こちらが当初、20日から1ヶ月ぐらいの療養期間がありました。それが令和4年度になっていきまともう少し短い療養期間となってきました。令和5年1月1日以降に感染した方につきましては支給額20万円から10万円にするなど、療養の実態に応じた給付を行ってまいりました。こうしたことから令和4年度決算におきましては適正な運営が行われたものと考えております。

○事務局 河田保険年金課長

先ほどの埼玉県の運営方針第2期において、9年度の保険税の準統一の方式についてですが、この後ご説明をさせていただきますが、第3期でも引き続き9年度の準統一については、方式を2方式という

形とすることが県内全ての市町村において規定されております。そのため朝霞市では、令和9年度までの間に2方式に変更をさせていただきます。また現在4方式で実施しているのですが、資産割と、平等割については廃止して、所得割と均等割のみにする予定でおります。

実施時期については、税率等を県の方で標準税率というのを示されておりますので、その税率に統一していかなければなりません。こちらの運営協議会に、税率改正等については諮問をさせていただく予定でおります。諮問の時期については、今現在、いつということがはっきりしていませんが、できるだけ、被保険者の皆様のご負担にならないような時期で検討してまいります。

また諮問の時間も必要となりますので、今後、改めて皆様方にはご審議をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○渡辺会長

関根委員。

○関根委員

ご説明いただきありがとうございます。ただいまの説明で理解いたしましたので、令和9年度までに行われる県内の保険税率水準の統一までに段階的に税率を改正するなどして、国保税の負担額が急激に増加することのないよう、適切な対応をお願いして、質問を終わらせていただきます。

○渡辺会長

他に質問等ございますか。岡崎委員。

○岡崎委員

7ページの保険給付の状況の中で、上の段の出産育児一時金が令和2年度、令和3年度、令和4年度と減っています。これについて市として何か考察されたのか教えてください。

○渡辺会長

真中専門員。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

出産育児一時金につきましては、事務局で考えていることといたしましては、被保険者数が減少しておりますので、出産育児一時金の支給件数が減っているものと認識しております。

○渡辺会長

岡崎委員。

○岡崎委員

出産数が減っていると考えていいのか。ということと、出産育児一時金が8万円増える形になると思うのですが、決算の見込みでは、次年度以降増えていくと考えられるのでしょうか。

○渡辺会長

真中専門員。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

被用者保険の拡大などにより、被保険者数が減少傾向となっている状況でございます。見込みといたしまして、令和4年度当初予算では120件と見込んだところではございますが、出産育児一時金の支給件数も年々減少傾向にあることから、令和5年度の当初予算では100件として見込んでおります。

○渡辺会長

他にございますか。

それではお諮りいたします。

令和4年度（2022）年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）について、諮問案の通り答申してよろしいでしょうか。はい。ご異議なしと認め、諮問案の通り答申いたします。

◎6 議題(2) 令和5年度（2023年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）

次に議題の(2)令和5年度（2023年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について議題といたします事務局に説明を求めます。真中専門員。

○事務局・真中専門員兼国民健康保険係長

それでは、令和5年度（2023年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号（案）につきまして、ご説明いたします。説明資料といたしましては、資料3の1及び資料3の2となります。はじめに、資料3の2をご覧ください。27行目、28行目の右側をご覧ください。今回の補正予算につきましては、補正額として1億9,970万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ113億276万1,000円とするものでございます。それでは、歳入の概要につきましてご説明いたします。資料3の1をご覧ください。歳入の資料で補正前の額と補正額を比較した表でございます。まず、15行目の左側、国民健康保険税につきましては、1億1,194万3,000円を減額し、補正後の額を25億2,790万7,000円とするものでございます。補正の理由といたしましては、一般被保険者の医療分、後期高齢者支援金分、及び、介護分の現年課

税分におきまして、本年度の当初課税状況における国民健康保険税調定額により見込み、それぞれ計上させていただいたところでございます。

次に、19行目の左側、国庫支出金の出産育児一時金臨時補助金につきましては、新たに50万円を計上するものでございます。補正の理由といたしましては、国が令和5年度における出産育児一時金の支給に対しまして、その支給した件数に対し、1件5,000円を臨時的に補助することによるものでございます。

次に、21行目の左側、県支出金の普通交付金につきましては、1億9,098万9,000円を増額し、補正後の額を75億4,717万9,000円とするものでございます。補正の理由といたしましては、歳出でご説明いたします保険給付費の療養給付費及び高額療養費における一般被保険者分につきましては、本年度の歳出見込額を増額する補正予算としておりますことから、その同額を県からの交付金として見込むものでございます。

次に、8行目の右側、基金繰入金につきましては、今回の補正予算における歳入歳出の差引額でございまして、3,068万9,000円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

最後に、10行目の右側、繰越金のその他繰越金につきましては、先ほど令和4年度歳入歳出決算におきましてご説明いたしました歳入歳出の差引額が1億8,946万5,966円でございますので、補正前の額は、当初予算において1億円を計上しておりましたことから、その差引額の8,946万5,000円を計上させていただいたところでございます。歳入の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の概要につきまして、ご説明いたします。資料3の2をご覧ください。はじめに、25行目の左側、保険給付費につきましては、本年度の実績を勘案いたしまして、療養給付費と高額療養費の一般被保険者分において、それぞれ増加することを見込み、1億9,098万9,000円を増額し、補正後の額を76億770万円とするものでございます。

最後に、14行目の右側、諸支出金の保険税還付金の一般分につきましては、本年度の当初における過年度分の保険税還付金の実績により、不足が見込まれることから、871万1,000円を増額し、補正後の額を2,271万6,000円とするものでございます。

以上で、令和5年度（2023年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○渡辺会長

説明が終了しました。何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

それではお諮りいたします。令和5年度（2023年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について、諮問案の通り答申してよろしいでしょうか。はいご異議なしと認め、諮問案の通り答申いたします。

◎7 議題(3)その他

次に議題(3)その他となります。ここからは諮問案件ではございませんので、ご質問ご意見等があればいただきたいと思えます事務局から報告等ございますか。

○事務局・河田保険年金課課長

それでは、本日配布させていただきました、資料4につきましてご説明をさせていただきます。なお資料4につきましては、本日もう一点お配りしました「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）【原案】（修正案）」というものの中から、被保険者の皆様にとりまして影響がある部分、こちらの資料、量が膨大になりますのでその中から抜粋したものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

第3期埼玉県国民健康保険運営方針の概要についてご説明させていただきます。この運営方針は、国民健康保険の財政の安定化を図るために、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、法定外繰入れの着実な解消、保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進を図るために都道府県が市町村の意見を聞きながら策定するものとなっております。

それでは、1ページ、「財政収支の改善に係る基本的な考え方」についてご説明いたします。「市町村国保法定外一般会計繰入金金の推移」の表ですが、令和3年度現在、38市町村において約96億円の法定外繰入れを行っています。次に、「市町村別国保被保険者1人当たり法定外一般会計繰入金金の状況」の表をご覧ください。県の平均が6,262円となっておりますが、本市は約13,000円となっており、県内で11番目に高い水準にあります。次に2ページをご覧ください。中段の、「3法定外一般会計繰入金等の削減・解消に対する考え方」についてご説明させていただきます。

今回の運営方針では、後ほどご説明する令和9年度の保険税水準の準統一を実現するため、アの決算補填等目的の法定外一般会計繰入金、3ページにありますイの決算補填等以外の目的の法定外一般会

計繰入金、ウの繰上充用金の新規増加分を、それぞれ赤字と定義し、今後解消することとしています
が、法定外一般会計繰入金等の詳細につきましては後ほどご覧ください。

なお、法定内繰入として認められているものにつきましては、保険税軽減分、出産育児一時金、事
務費などとなっております。

次に4ページの「5保険税水準の統一」についてご説明いたします。

保険税水準の統一とは、県内市町村のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税
となり、被保険者間の公平性を確保することを指します。

次に「6標準保険税率の算定方法」をご覧ください。標準保険税率は、標準的な住民負担の「見え
る化」や将来的な保険税水準の統一を図る観点から、財政運営の責任主体である県が、市町村ごとの
標準保険税率を算定し、市町村に通知することになっています。標準保険税率の種類は、アの都道府
県標準保険税率、イの市町村標準保険税率、ウの各市町村の算定基準に基づく標準保険税率の3種類
となっています。

それでは、それぞれの標準保険税率についてご説明いたします。アの都道府県標準保険税率とは、
都道府県間の保険税水準の比較のため、全国統一の算定方式を用いて当該都道府県の保険税の標準的
な水準を算定するものです。こちらの税率は、実施時期については未定ですが、県内各市町村の保険
税の収納率の差が一定程度まで縮小された段階で、保険税水準を完全統一する際に、全ての市町村が
用いる税率を指します。

次にイの市町村標準保険税率とは、県が定める算定方式を用いて、市町村ごとの保険税率の標準的
な水準を算定するものです。こちらの税率は、令和9年度から保険税水準の準統一をする際に、県内
全ての市町村が用いる税率を指します。

最後に、ウの各市町村の算定基準に基づく標準保険税率とは、実際に各市町村が設定している保険
税率と比較ができるよう、各市町村の算定方式や賦課限度額等の諸条件を反映した市町村ごとの税率
を指します。本市については4方式となっているので4方式に基づいたものとなっております。

続いて5ページの賦課方式についてご説明させていただきます。

令和9年度の準統一の際には、県内全ての市町村において所得割、均等割による2方式とすることとなっ
ています。令和5年現在、県内40市の状況を調べたところ、すでに28市が2方式を採用していますが、
本市を含む12市が資産割、平等割を足した4方式を採用しています。

次に中段の表をご覧ください。こちらは本市の現行税率と、市町村標準税率の比較となっておりますが、賦課方式につきましては、現行税率は4方式、市町村標準税率は2方式となっております。なお、こちらは5年度のものを表示しておりますが、年度毎に更新されます。所得割につきましては、医療保険分は7.7パーセントから6.95パーセントに減少し、後期高齢者支援金等分は、2.0パーセントから2.81パーセント、介護保険分は1.7パーセントから2.43パーセントに増加となります。また、均等割につきましては、医療保険分が12,000円から41,999円に、後期高齢者支援金等分は、9,000円から16,426円に、介護保険分は、9,000円から17,653円にそれぞれ増額となります。

最後に6ページ、「7保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」についてご説明いたします。中段「保険税の賦課に係る項目の取扱い」をご覧ください。保険税の賦課に際し、被保険者の負担能力に応じて負担する所得割と、加入者の人数に応じて負担する均等割がありますが、令和9年度の準統一の際は、県内全ての市町村はこれらの応能応益割合をおおむね53：47とすることとなっております。なお、令和5年度における本市の応能応益割合は、73：27となっております。

以上が説明の概要ですが、本市におきましても令和9年度の準統一に向け、今後税率の改正を行うこととなりますが、改正する際には、本協議会に改めて諮問をさせていただき予定ですので、その際は、慎重にご審議をいただきますようお願いいたします。説明は以上となります。

○渡辺会長

資料4の説明について何かございますか。石崎委員。

○石崎委員

市町村標準税率に変更した場合、朝霞市の課税額と比較しまして、1人当たりの徴収税額の差は、数字がすぐ出るかどうかわかりませんが、ざっとで結構ですのでどのくらい変更があるか教えていただけたらと思います。

○渡辺会長

河田課長

○事務局・河田国民健康保険課長

具体的な事例としては、単身の場合や複数世帯の場合等ございますが、現段階では、影響額等について試算が行えておりません。追って試算を行います。また、保険制度につきましては、9年度まで

の間で1回の税率改正をするのか、あるいは2回にするのか、被保険者の皆様への影響を考えながらご提示をさせていただきたいと思います。

○渡辺会長

他にございますか。それでは事務局から他に報告事項ございますか。岡係長

○事務局・岡保険事業係長

第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画につきまして、今年度末で、現計画が最終年度を迎えることから、新たに次期計画を策定しておりますので、その進捗状況等をご報告させていただきます。

まず、本計画は、令和5年2月に開催しました本協議会において、令和5年度の新規事業として、予算のご審議をいただいたものになります。説明が重複する部分がございますが、計画の概要から、ご説明させていただきます。資料等ございませんので、口頭の説明で失礼いたします。国民健康保険保健事業実施計画は、医療情報や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、効率的・効果的な保健事業を実施するもので、すべての健康保険組合が計画を策定し、実施することとなっております。

また、本計画とあわせて策定する特定健康診査等実施計画は、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関することや、その成果に係る目標に関することを定めるものになります。本計画は、医療情報や健診結果等のデータを用いた分析に基づき、計画を策定するため、専門の知見を有する契約業者に委託し実施しております。現在は、データの分析を進めているところですので、分析結果が出ましたら、今年度までの保健事業の振り返りや今後の取り組みの検討をしていく予定となっております。

また、現在、アンケート調査の準備を進めており、特定健康診査を一人でも多くの皆さまに受診いただけるよう、受診につながる環境についてや、未受診が続いている方には未受診となっている理由などを調査し、計画に反映できたらと考えております。アンケート調査は8月下旬に実施を予定しております。

調査の結果が出ましたら、今後の本協議会でご報告させていただきます。

また、今後の予定としましては、計画の素案完成後、12月から1月頃に、パブリックコメントの実施を予定しております。委員の皆さまにおかれましては、本協議会を通じて、素案をお示ししますので、その際にご意見をいただきたく存じます。

以上で簡単ではございますが、計画の進捗状況のご報告とさせていただきます。

◎8 閉会

○渡辺会長

それでは他に事務局からございますか。実施状況や進捗状況について報告がありましたけれども何かございますか、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。スムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございました。